

実務最新動向（ニューズメール 2023 年 10 月号）

インドネシアにおける電子商取引規制

岩田合同法律事務所
弁護士 松田 章良
弁護士 山田 康平
弁護士 伊東 夏帆

1. はじめに

2023 年 9 月 25 日、インドネシアにおける電子商取引に関して、商業大臣規定 2023 年第 31 号（*The Minister of Trade Regulation No. 31 of 2023 on Business Licensing, Advertising, Development, and Supervision of Business Activities in Trading through Electronic Systems*、以下「本規定」といいます。）が公布され、翌 26 日に施行されました。

インドネシアにおける電子商取引に適用される法律としては、電子情報及び電子取引に関する法律（*The Law No. 11 of 2008 on Electronic Information and Transactions*）があり、また、この施行規則の一つとして、商業大臣規定 2020 年第 50 号（*The Minister of Trade Regulation No. 50 of 2020 on Business Licensing, Advertising, Development, and Supervision of Business Activities in Trading through Electronic Systems*、以下「旧規定」といいます。）が制定されていたところ、本規定は、旧規定を改正するものです。

本規定により、インドネシア国内の零細・中小企業の利益保護を目的として、国外の電子商取引事業者の参入を制限する新たな規制が導入されていますので、本ニューズメールでは本規定の概要等をご紹介します。

なお、本ニューズメールは、DREW & NAPIER 法律事務所（シンガポール）が展開する Drew Network Asia の加盟ファームである、Makarim & Taira S. 法律事務所（インドネシア）からの情報を基に作成しております。

2. 本規定の概要

(1) 電子商取引プラットフォーム・プロバイダの分類

前提として、本規定は、電子商取引プラットフォームに関連するビジネスモデル（以下総称して「電子商取引プラットフォーム・プロバイダ」といいます。）を、大要、次のとおり分類しています。

A) オンライン・リテール (Online Retail)	事業者自らが構築、管理、及び/又は所有する商業用ウェブサイト又はアプリケーションを通じて電子商取引を行うもの
----------------------------------	--

B) マーケットプレイス (Marketplace)	商用ウェブサイト又はアプリケーションを通じた電子商取引のプロセスの一部又は全部の機能を提供するもの（事業者の商品・サービスを表示するためのプラットフォームを提供するもの）
C) オンライン広告 (Online Classified Advertisements)	売り手と買い手を結び付けることを目的とするプラットフォームであるが、商取引のプロセス自体は当該ウェブサイト又はアプリケーションの外部で行われるものを提供するもの
D) 価格比較プラットフォーム (Price Comparison Platform)	他のウェブサイト又はアプリケーションで販売されている商品・サービスの価格比較を示すプラットフォームを提供するもの
E) デイリー・ディール (Daily Deals)	他の事業者から商品・サービスを購入する際に使用できる割引クーポン等の消費者への販売等を行うプラットフォームを提供するもの
F) ソーシャル・コマース (Social Commerce)	事業者による商品・サービスに関する投稿を可能とするソーシャルメディア・プラットフォームを提供するもの

(2) 国外の電子商取引事業者に求められる要件

国外事業者が、インドネシア国内の電子商取引プラットフォーム・プロバイダを通じて、商品・サービスを販売しようとする場合、当該国外事業者は、以下の各書類を保有することが求められます。

- ① 外国事業者であることの証明書
事業者名称、所在地、設立国が記載され、設立国の独立調査機関によりその正確性が証明又は検査報告されているもの
- ② ビジネスライセンスの謄本
設立国の公的機関により発行され、かつ、設立国の独立調査機関によりその正確性が証明又は検査報告されているもの
- ③ 規格又は技術要件に適合することを証するもの
商品・サービスが、インドネシア国家規格に適合していること、（インドネシア国家規格が存在しない商品・サービスについては）設立国の関連規格又は技術要件に適合していること、（インドネシアにおいてハラル認証が必要な商品・サービスについては）ハラル認証に適合していること等を証するもの
- ④ 銀行口座番号
電子商取引に使用する銀行口座に係るもの

また、国外事業者が、電子商取引プラットフォーム・プロバイダに該当する場合、所定のビジネスライセンスが必要となることに加え、以下のいずれかの基準を満たすときは、当該国外事業者は、インドネシアに現地駐在事務所を設立する必要があります。

- ① 1年間で、インドネシアの消費者 1000人以上に対して商品・サービスを販売している場合
- ② 1年間で、インドネシアの消費者に対して 1000個以上の商品を発送している場合

- ③ 1年間で、インドネシアのインターネットユーザーの1%以上からアクセスされている場合

(3) 本規定による新たな規制

本規定によって新たに導入されることとなった規制の概要は、以下のとおりです。

特に、本規定 19 条に基づく販売許可制及び販売価格規制は、インドネシアにおいて EC 事業を展開する国外事業者には大きな影響を及ぼしうるものと考えられます。

条文	規制内容
13 条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場における公正競争を確保し、略奪的価格設定などの価格操作行為を防止するため、電子商取引プラットフォーム・プロバイダは、電子商取引システムと電子商取引以外のシステムとの間で接続を行ってはならない。 ・ 電子商取引プラットフォーム・プロバイダは、システム内における又は関連会社によるユーザデータの不正使用を防止しなければならない。
19 条	<ul style="list-style-type: none"> ・ インドネシア国内の零細・中小企業を保護するため、越境取引を行う電子商取引プラットフォーム・プロバイダは、商品について、最低価格（1 単位あたり 100 米ドル以上）を適用しなければならない。この規制は、インドネシアの消費者に対し、直接、国外での完成品を販売する国外事業者に対して適用される。 ・ インドネシア商業省（<i>The Minister of Trade</i>）は、インドネシアの消費者に電子商取引プラットフォームを通じて直接販売することができる商品を指定する、ポジティブリストを作成することができる。 ・ 最低価格を下回る価格の商品は、インドネシア商業省が指定する電子商取引プラットフォーム・プロバイダにおいてのみ販売することができる。
21 条	<ul style="list-style-type: none"> ・ マーケットプレイス及び/又はソーシャル・コマースを行う電子商取引プラットフォーム・プロバイダは、製造業者として活動してはならない。 ・ ソーシャル・コマースを行う電子商取引プラットフォーム・プロバイダは、システム内で取引の決済を行ってはならない。
37 条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子商取引プラットフォーム・プロバイダに該当する国外事業者の現地駐在事務所は、複数の電子商取引プラットフォーム・プロバイダを代表することができない。

3. 本規定の制定背景、今後の動向

インドネシアにおいても電子商取引事業の拡大が進む中、国外事業者によって販売される安価な商品・サービスがインドネシア国内の規格や許認可等を満たしていない状況であったこと等を踏まえ、本規定は、インドネシアの零細・中小企業を保護することを主眼として制定されたものです。

国外事業者がインドネシア向けに直接販売することができる商品を指定するポジティブリストは、現在関係省庁において審議中であり、今後の動向が注目されます。

なお、インドネシア電子商取引物流業者協会（APLE）は、逆に密輸品を増加させかねないことや、物流業界における大規模解雇を招くおそれがあることを理由として、9月28日、本規定に関し、最高裁に司法審査を請求する方針である旨を明らかにしています。

4. まとめ

本規定によって、インドネシアにおいてEC事業を展開する国外事業者の事業内容が、より直接的に制限されることとなりました。電子商取引については、本規定のような電子商取引を直接規制するもののみならず、個人情報保護法、消費者契約法、景品表示法、資金決済法など、様々な法令による規制の対象となる可能性があり、また、各国の規制の有無・内容も様々です。

インドネシアをはじめとする東南アジア諸国において、インターネットを利用したビジネスをご検討中のクライアント様におかれましては、現地法令等を十分に調査した上で事業を開始することはもちろん、その後の法令等の改正の動向にも十分ご注意ください。

以 上

【執筆者】

弁護士 松田章良 TEL: +81 3 3214 6282 E-MAIL: amatsuda@iwatagodo.com



岩田合同法律事務所パートナー弁護士（2008年弁護士登録）。2006年東京大学法学部卒業、2008年9月長島・大野・常松法律事務所入所。2015年コロンビア・ロースクール（LL.M.）卒業（Harlan Fiske Stone賞）、同年NY州司法試験合格。2015年9月岩田合同法律事務所入所。同年11月より2021年8月までシンガポールのDREW & NAPIER法律事務所及び東京にて執務。2019年NY州弁護士登録。

クロスボーダーの企業取引、紛争及び調査案件を主に取り扱っているほか、東南アジア地域を中心として、日本企業の海外進出・展開に係る案件を多く担当している。また、近時は日本・シンガポール・EUにおけるデータプロテクション（個人情報保護）に係る案件を多数取り扱うほか、AIやフィンテック分野を含む先進的なデータの利活用に係る案件を多く取り扱っている。

弁護士 山田康平 TEL: +81 3 3214 6208 E-MAIL: kyamada@iwatagodo.com（東京）

TEL: +65 6531 4112 E-MAIL: kohei.yamada@drewnapier.com（シンガポール）



岩田合同法律事務所弁護士（2014年弁護士登録）。2011年東京大学法学部卒業、2013年東京大学法科大学院修了、2014年12月岩田合同法律事務所入所。2022年コーネル・ロースクール（LL.M.）卒業、同年NY州司法試験合格。同年9月よりシンガポールのDREW & NAPIER法律事務所にて執務。シンガポールのDREW & NAPIER法律事務所は、Drew Network Asiaを形成し、東南アジア9か国にわたり、リーガルアドバイスを提供している。

M&A取引、会社法・金融商品取引法を始めとするコーポレート分野に関するアドバイスを主に取り扱っているほか、クロスボーダーの企業取引、紛争処理（訴訟・仲裁・調停）を多く担当している。現在は、シンガポールのDREW & NAPIER法律事務所にも勤務しており、東南アジア地域への日本企業の海外進出・展開のサポート等を行っている。

弁護士 伊東夏帆 TEL: +81 3 3214 2685 E-MAIL: natsuho.ito@iwatagodo.com



岩田合同法律事務所弁護士（2019年弁護士登録）。2017年中央大学法学部卒業、2019年12月岩田合同法律事務所入所。

訴訟・紛争解決、ジェネラルコーポレートを主に取り扱っているほか、景品表示法、薬機法、下請法等に関連する案件を多く担当している。

インドネシア合弁会社の組織再編案件、シンガポール株式の株式譲渡案件、東南アジア諸国の贈収賄規制に関するリサーチ等の取扱実績を有する。

岩田合同法律事務所

IWATA GODO
Established 1902

1902年（明治35年）、故・岩田宙造弁護士により創立。一貫して企業法務の分野を歩んでいる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、政府系銀行、都市銀行、地方銀行、信託銀行、電力会社、大規模小売業、重電機メーカー、素材メーカー、印刷会社、製紙会社、不動産会社、建設会社、食品会社等、我が国を代表する企業等の法律顧問として、多数の企業法務案件に関与しております。日本人弁護士約90名が所属するほか、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国弁護士経験を有する米国人コンサルタント等も所属しております。

〒100-6315 東京都千代田区丸の内 2-4-1 丸ビル 15階 www.iwatagodo.com/
お問い合わせ先: E-mail: news@mail@iwatagodo.com Tel: +81-3-3214-6205

※ 本ニュースメールは、一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や、出展を意図的に省略している場合があり、また、情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。